

石岡市告示第 333 号

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 30 年 7 月 10 日

石岡市長 今泉 文彦

条件付き一般競争入札

物品購入

- 1 件 名 H30 石岡市新庁舎備品什器購入
- 2 納入場所 石岡市 石岡一丁目 地内
- 3 調達物品 新庁舎内の新規什器・備品の購入
 - ・管理職デスク
 - ・執務大判デスク
 - ・執務椅子
 - ・各種収納, テーブル, ロッカー等
 - ・記載台, ロビーベンチ等
- 4 納入期限 平成 31 年 1 月 31 日まで
- 5 入札に参加できる者の資格条件
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成 30・31 年度石岡市競争入札参加有資格者名簿（物品納入・役務の提供等）に登録されており、かつ入札参加希望営業種目（物品）03 家具類 1 木製家具または 2 スチール家具に希望をしていること。
 - (3) 石岡市内に本店を有すること。
 - (4) 石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成 17 年石岡市訓令第 15 号）に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止期間は当該入札の告示日を基準とする。
 - (5) 石岡市建設工事暴力団等排除対策措置要綱（平成 17 年石岡市訓令第 89 号）に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。また、同要綱第 5 条に該当する行為も禁止する。
 - (6) 石岡市の市税が課税対象となっている場合、当該入札参加申請時に当該市税を完納していること。ただし、告示日現在で納期限が到来しているものに限る。
 - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 6 申請方法

石岡市条件付き一般競争入札参加申請書及び添付書類をファクシミリにて申請すること。
ファクシミリ番号 0299-24-0324 石岡市役所 契約検査課
申請書は、インターネットによるホームページからダウンロードできます。
ホームページアドレス <http://www.city.ishioka.lg.jp>
上記様式が取得できないときは、石岡市役所 契約検査課に用意してあります。
- 7 申請書の提出期間

平成 30 年 7 月 11 日（水）から平成 30 年 7 月 24 日（火）まで
※平日の午前 9 時から午後 5 時の間でファクシミリにて送信願います。

※締め切り日は、午後3時までとする。
ファクシミリにて送信後、速やかに電話で必ず確認すること。
電話番号 0299-23-1111 石岡市役所 契約検査課

8 入札参加資格の決定

入札参加資格がない者には、平成30年8月1日（水）までに連絡します。
平成30年8月1日（水）までに電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。

9 設計図書等の閲覧

ホームページによる閲覧

石岡市ホームページよりダウンロード。ダウンロードする際のパスワードは、「ホームページの設計図書閲覧パスワード交付申請書」により申請し取得すること。閲覧期間は、平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）までとする。
※パスワードの交付申請期間は、平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）までとし、時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

紙ベースによる閲覧

場所 石岡市役所 契約検査課

閲覧期間は、平成30年7月11日（水）から平成30年7月31日（火）までとし、時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

10 質問の方法

本業務内容の質問は、原則として質問書の提出（ファクシミリ可）とします。

担当課 財務部 管財課

電話番号 0299-23-1111

ファクシミリ番号 0299-23-1184

質問の期限 平成30年8月1日（水）正午まで

※質問書の回答は、後日速やかに質問者のみに回答します。

11 入札方法

- (1) 入札書を直接持参すること。郵便による入札は認めない。
- (2) 入札執行回数は、3回を限度とする。落札者がいない場合は入札を終了し、入札金額の最も低い者と随意契約の交渉を行う。随意契約の交渉における見積もり回数は3回を限度とする。

12 入札（開札）日時等

- (1) 入札（開札）日時 平成30年8月9日（木）午前10時30分
- (2) 入札（開札）場所 石岡市役所 本庁 総務・防災館 2階 会議室2

13 入札保証金

免除

14 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去2年間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を、2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

15 落札者の決定

予定価格以下の価格で、最低の価格を申込みした者を落札者とする。

16 特約条項

地方自治法第96条第1項第8号及び「石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に該当する場合は次の特約条項を付ける。

(特約条項条文)

この契約は、この契約に関して石岡市議会において可決された場合は本契約として成立するものとし、否決された場合には締結しなかったものとする。これらの場合において、受注者に損害が生じた場合においても発注者は一切その賠償の責に任じないものとする。

17 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 落札額に同額者が複数いた場合は、同額者による「くじ」で決定するものとする。
- (5) 入札参加申請に当たり虚偽の記載及び過失による粗雑工事等については、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱により措置するものとする。また、開札日までに石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱に基づき指名停止となった場合は、入札を無効とする。
- (6) この入札に参加したものは、当該業務の下請けはできないものとする。